

市民動物園会議  
動物福祉部会第1回会議

議 事 録

日 時：2022年9月22日（木）午後3時開会  
場 所：円山動物園 動物園プラザ（オンライン併用）

## 1. 開 会

○事務局（山本飼育展示課長） 定刻より早いのですが、皆様がお集まりですので、始めさせていただきます。

飼育展示課長をしております山本と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

第1回となります市民動物園会議動物福祉部会を開催するに当たり、何点かお知らせがございます。

本日は、この部会の立ち上げとなります。皆様におかれましては、動物園条例の制定にご理解をいただき、この部会の委員就任を快くお引き受けいただき、大変感謝しております。

なお、本日の部会は、遠方の委員の皆様にはオンラインでの参加とさせていただいておりますことをご了承いただきたいと思っております。

まず、部会の議事を進める前に、委員就任に伴う委嘱状についてご案内いたします。

滝口委員以外は、新たにこの部会の親会議である市民動物園会議の臨時委員として委嘱されることとなりました。委員の委嘱状は事前に郵送でお送りさせていただいております。本来であれば、市長または代理の職員から委嘱状を直接交付させていただくところですが、オンライン参加の委員もいらっしゃいますことから郵送とさせていただきましたことにご了承をいただきたいと思っております。

委員の委嘱と併せてご報告いたしますが、当部会に所属することについては市民動物園会議の委員長の指名によって決まることが規則に定められておりますが、事前に市民動物園会議の吉中委員長のご了解を得ております。

また、この動物福祉部会は5名の委員で構成されておりますが、本日は5名全員の委員の皆様にご出席をいただいております。これは、市民動物園会議規則第4条第3項の規定で定める部会の開催要件である委員数の過半数を満たしておりますので、本部会は成立していることをご報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りした資料ですが、資料1から資料9までございますでしょうか。また、参考資料1として、市民動物園会議関係条例・規則というものがあります。

それでは、開会に当たりまして、園長の神からご挨拶を申し上げます。

○神円山動物園長 円山動物園長の神です。

このたびは、市民動物園会議動物福祉部会の委員就任のご快諾をいただき、ご参加いただいたことに感謝申し上げます。

動物園条例につきましては、着手から3年の検討経過を踏まえ、今年6月に制定となりました。制定に至る経緯につきましては、条例の前文でも触れておりますが、誤った飼育管理によって貴い動物の命を奪ってしまいました。その後、様々な改革を円山動物園、そして札幌市を挙げて進めてまいりましたが、その根幹となるのが動物園条例です。そして、動物園条例の柱となりますのが、その一つである円山動物園に関する動物福祉規程の制定

とその運用となります。

皆様の専門的な見地、経験をお借りし、よりよいものにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（山本飼育展示課長） ありがとうございます。

## 2. 自己紹介

○事務局（山本飼育展示課長） 続きまして、自己紹介です。

今回は1回目の部会となりますので、委員の方々から自己紹介をお願いいたします。所属、お仕事の内容、動物や動物園に対する思いなどがありましたら、簡単で構いませんので、ご紹介をいただければと思います。

順番は、こちらにお越しいただいている滝口委員、本田委員、その後、オンラインの長倉委員、山梨委員、小針委員をお願いいたします。

○滝口委員 ご紹介いただきました北海道大学の滝口と申します。

現在、獣医学研究院獣医学部の研究委員長と学部長を拝命しております。

今回、動物福祉部会に加わらせていただきました。この領域は教育現場でも十分な専門家がいない現状が国内ではあろうかと思っておりますので、私自身、勉強させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○本田委員 皆さん、こんにちは。本田と申します。

今年3月まで円山動物園で26年勤務しました。今は動植物に関するコンサルといえますか、個人事務所で活動しております。また、生息域外保全センターが北海道恵庭市で設立準備をしております、飼育技術を活用した域外保全に関してどう関わっていくかを行っていく予定です。それから、札幌市立大学デザイン学部でも外部講師、研究員として所属しており、物や事において、目に見えない要素をどう表面化させていくかということテーマにやっております。今回は、飼育技術者の立場から、表面化することが難しい事柄について何かしら貢献できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○長倉委員 横浜市緑の協会という、横浜市の動物園を管理運営している団体で働いている長倉と申します。

今の仕事では動物園に直接携わっていないのですが、日本動物園水族館協会の倫理福祉部員を10年くらいやってきました。また、世界動物園水族館協会の倫理と動物福祉委員を昨年秋からやっております、その見地からお話しできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山梨委員 こんにちは。私は、京都市動物園の生き物・学び・研究センターの主席研究員として働いております山梨と申します。

2017年6月から動物園に所属しているのですが、その前は主に霊長類を対象とした研究を野生や飼育下でやっております、動物福祉についてもいろいろと研究してきました。動物園に入ってから、霊長類に限らず、いろいろな動物園動物の動物福祉をどうし

ていくかを考えるお仕事にも携わっていきまして、動物園の動物福祉の指針やポリシーをつくるお仕事もしてきました。今回、動物福祉規程を策定され、また、安楽死処置のガイドラインをつくられるということで、私たちも改定しようとしていますので、私も学ばせていただける機会になるのかなと思っております。

長倉委員と一緒にJAZAで倫理福祉部員をやらせていただいております、全体的に発展できるように携わらせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小針委員 茨城大学の小針と申します。

私自身は、大学で主に動物行動学という研究を実施しております。動物園とは、ここ10年ほど、学生と一緒に研究フィールドの一つとして関わらせていただくことが多く、最近ですと、同じ県内にあります日立市かみね動物園、あるいは、近隣の千葉市動物公園と一緒に研究、教育の連携活動を進めております。

今回、動物福祉部会の委員として参画させていただきますが、私自身も、動物の飼育管理や福祉について、研究と同時に、教育にも携わっておりますので、微力ながらご協力できればと思ひ、お引き受けさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山本飼育展示課長） ありがとうございます。

また、本日、事務局として職員が出席しておりますので、順番に自己紹介をいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） 経営管理課長をしております佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（植田動物診療担当課長） 動物診療担当課長をしております植田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田飼育総括係長） 飼育展示課の飼育総括係長をしております池田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） 飼育展示課飼育展示一担当係長の坪松です。よろしくお願いいたします。

○事務局（朝倉飼育展示二担当係長） 飼育展示課で飼育展示二係長をしております朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（境動物診療担当係長） 動物診療担当課動物診療担当係長をやっております境と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山本飼育展示課長） そして、円山動物園の小菅参与にもオブザーバーとして出席していただいております。

○オブザーバー（小菅参与） 小菅と申します。よろしくお願いいたします。

私は、動物園の現場にずっとおりまして、今も現場の気持ちでおります。動物福祉に関しては、現場の中でいろいろとやってきている中で難しいことや自分たちだけで可能なことなど、いろいろと経験してきたのですが、今回の議論では、ここまでやったらという理想をにらみながら、現場でしっかりと取り組めるようなものになってほしいなという気持ち

ちです。

よろしく申し上げます。

○事務局（山本飼育展示課長） 皆様、ありがとうございました。

よろしく願いいたします。

### 3. 部会長の互選及び職務代理者の指名

○事務局（山本飼育展示課長） それでは、部会長の互選と部会長の職務代理者の指名です。

お配りしております参考資料に市民動物園会議関係の条例、規則を抜粋したものがあります。

3 ページの市民動物園会議規則をご覧ください。

第6条第2項に部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定めるとあります。これに基づき、皆様から互選していただきたいと思いますが、自薦、他薦はございませんか。

○小針委員 市民動物園会議の委員を務めていただいております滝口委員を推薦いたします。

滝口委員は、親会議の委員も務めておられ、動物園条例についても詳しいと思いますし、獣医療の専門家として、動物福祉のほか、動物の安楽死等についても深い議論が行えるのではないかと思います。また、北海道大学に所属されており、円山動物園とは近い距離におられ、事務局との連絡調整の面からもまとめ役として適任ではないかと思います。

○事務局（山本飼育展示課長） 滝口委員をという推薦がございましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（山本飼育展示課長） 滝口委員、いかがでしょうか。

○滝口委員 私であれば、お引き受けさせていただきます。

○事務局（山本飼育展示課長） それでは、部会長は滝口委員にお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、議長となる滝口部会長が万が一ご欠席の場合の代理の方について、規則第6条第4項に部会長があらかじめ指名する者が代理するとなっておりますが、ご希望はありますか。

○滝口議長 代理していただくことはどなたも可能かと思いますが、私が急に出席できなくなったことを考えますと、札幌におられる委員がすぐに連絡調整できるという意味でも適切なのではないかと考えます。

そこで本田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（山本飼育展示課長） 本田委員、いかがでしょうか。

○本田委員 僕であればお引き受けいたします。

○事務局（山本飼育展示課長） ありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

以上、部会の開催に当たり必要な事項の確認を終わりました、ここからは滝口議長の進行により第1回部会を進めさせていただきたいと思っております。

滝口部会長、よろしく願いいたします。

#### 4. 議 事

○滝口議長 議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

早速、これより第1回動物福祉部会の議事を始めます。

資料をご確認していただきたいと思っておりますが、本日の議題は五つあります。

まず、(1)の部会の審議事項等についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（池田飼育総括係長） 私からご説明させていただきます。

資料5の「動物福祉部会の審議事項と検討スケジュールについて」をご覧ください。

まずは条例の概要について簡単にご説明しますが、動物園条例では、第8条において、動物園は動物福祉規程を定め、飼育動物の動物福祉を定期的に評価することを規定しております。また、第12条において、円山動物園は動物福祉について定期的に市民動物園会議の評価を受ける必要があること、円山動物園が動物福祉規程を制定する際は市民動物園会議の意見を聞くことが規定されております。さらに、第14条において、円山動物園において教育活動等を行う際、利用者に野生動物に直接接触する機会を提供することについて、市民動物園会議が認めた場合に限り実施できるとされております。

以上の規定により、市民動物園会議が行う動物福祉関係の調査審議事項については、資料5の1に三つ書かれておりますが、これらについて審議することになっております。

(1)は動物福祉規程に関すること、(2)は評価に関することです。また、(3)は動物園条例第14条第1項のただし書き規定に関することで、これは、教育活動等の際、野生動物に直接接触する機会の提供、つまり触れ合いに関する審査となります。

なお、(1)の動物福祉規程に関することは、調査審議し、意見を述べていただくこととなっておりますが、(2)と(3)については部会の決議がそのまま本会議の決議とみなされます。

次に、二つ目の市長からの諮問事項ですが、今年6月17日付で市長より市民動物園会議に諮問された事項のうち、本部会で審議することについては動物福祉規程案についてとなっております。

次に、三つ目の当部会の委員の任期ですが、今回、臨時委員として委嘱させていただいた委員の皆様も、本会議の現在の委員の任期と同じく、令和5年9月30日までとさせていただきます。

次に、検討スケジュールについてです。

まず、第1回部会は、本日、無事に開催させていただいております。その後、市民動物園会議の本会議が10月初旬に予定されておりまして、そちらで中間報告をさせていただき、第2回会議を10月下旬に行えればよいなと思っております。その後、第3回を11月下旬に行い、ここで本会議へ報告する答申案の内容を固めていただければありがたいと思います。そして、12月に本会議に最終報告を行うということで、12月中には円山動物園動物福祉規程を決定したいと考えております。また、1月の年明けからその規程の運用を開始し、3月には動物福祉の評価を実施したいと考えております。

○滝口議長 ただいまご説明していただきました件について、委員の皆さんからご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○滝口議長 それでは、議題1についてはお認めいただきました。

次に、(2)の動物福祉規程についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(坪松飼育展示一担当係長) 動物福祉規程については私から説明させていただきます。

資料6及び資料7が動物福祉規程に関する資料です。資料6は動物福祉規程案の全文を掲載したもので、資料7は当園の動物福祉規程に関する札幌市動物園条例の抜粋です。また、今回、動物福祉規程を作成する際、日本動物園水族館協会、以下JAZAと略しますが、その動物福祉規程を参考につくらせていただきましたので、比較表として取りまとめております。

今回は資料7を中心にご説明させていただきますので、そちらをご用意ください。

動物福祉規程の中身ですが、全6条となっております。

第1条は当福祉規程に関する目的でして、ここについては割愛いたします。

動物福祉については札幌市動物園条例で定義されておりますので、動物福祉規程では語句の定義等は行っておりません。

第2条は動物福祉の向上に向けた責務ということで、当園の飼育管理、動物福祉の向上を図るための職員の責務について記載しております。おおむね参考にしたJAZAの動物福祉規程のとおりとなっております。

第3条は、動物福祉の当園における自己評価についてです。動物園条例でも、定期的に自己評価を行い、それを市民動物園会議動物福祉部会に提出させていただき、評価を受けることとなっておりますが、その自己評価については当園の中で動物福祉委員会を園長の下で設置し、動物園職員が自分たちの飼育、展示している動物たちについて自己評価を行います。その自己評価の内容、方法は、この後に説明します基準に、また、より細かなものは内部規定として定める予定です。

第4条は、触れ合いや調査研究に関する項目となります。先ほど池田からの説明にもございましたように、札幌市動物園条例の第14条において、野生動物と直接触れ合う、教

育活動等で使う場合は、あらかじめ市民動物園会議の承認を得ることとされております。動物福祉規程においては、野生動物のみならず、当園が実施する触れ合いについて、家畜種及び愛玩種についても承認を得た上で行うことを考えております。ですから、条例より深い中身で動物福祉規程では規定しているということです。

また、調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は、対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の野生動物を対象とする場合で、かつ、動物福祉に影響する可能性がある場合は、事前に内部で評価するよう規定しております。

第5条は、JAZAの動物福祉規程第7条にも記載があるように、関係法令の遵守ということで、大きく異なるものではありません。

第6条は、当園での安楽死処置に関する項目です。安楽死処置については、この後、診療担当の境から説明させていただきますので、詳細については割愛いたしますが、どういったときに安楽死処置を検討するかを動物福祉規程に盛り込むということです。

最後に、附則ですが、本動物福祉規程は1年ごとに見直すことを考えております。

動物福祉規程案については以上のとおりです。

○滝口議長 ただいまのご説明についてご質問等はございませんか。

○小針委員 第4条第3項についてです。

比較表の備考にも書かれていたと思うのですが、最終的な実施の可否や福祉評価を事前に内部で評価するとなっておりますよね。この内部というのは、現状、どういうところで決裁が行われているのか、また、それを規定しなくても問題ないのでしょうか。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） 小針委員からご質問があったとおり、今も決裁を取って調査検討を進めております。そういった意味では、わざわざ動物福祉規程に規定せずとも、専門員が研究する上で役職者の目が通ることになります。

ただ、動物福祉規程については当園の考え方を明確に示すものですので、内部の決裁ルートまで細かく規定しておりません。また、決裁になりますと、役職者のみの確認に陥りがちですので、ほかの専門員や役職者の誰が確認するかも含め、動物福祉規程に盛り込ませていただいたということです。

○滝口議長 ほかにございませんか。

○山梨委員 今、小針委員がおっしゃっていた第4条については私も少し気になりました。

教育（ふれあい）調査研究ということでざっくりまとめられていますよね。シンプルにするということで、ごちゃごちゃと書かないことも大切ですが、触れ合いと調査研究は少し違う事項なのかなと思いました。

もう一つは3の調査研究の内部審査のところですが、かなり限定的に書かれているように思います。飼育下の野生動物を対象とし、かつ、動物福祉に影響する可能性がある場合はと書かれているところです。飼育下の触れ合い動物は家畜種がメインだと思うのですが、そうだとでも動物福祉に影響する可能性はあると思いますし、そもそも、調査研究の審査は動物福祉に影響するかどうかを審査するものなのに、事前に可能性がある場合はと書

かれているところに違和感がありました。

京都市動物園では研究倫理の指針もつくっているのですが、これとは別にそういうものをつくられることはあるのでしょうか。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） 確かに、今言われたことについては、内部での検討が甘いところだったかもしれません。今後、動物福祉規程を取りまとめている中で内部にて検討させていただきたいと思います。

今の段階ではいただいたご意見に対する回答は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○滝口議長 ほかにご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○滝口議長 ここは非常に大事なところかと思えます。今、ご意見をいただいた委員もいらっしゃいましたけれども、改めて各委員の方々からご意見やコメント等をいただけたらと思えます。

長倉委員、いかがでしょうか。

○長倉委員 お話では動物園の内部の人が自己評価するということでしたが、そういう取組を規程できちんと決めることはすばらしいと思えます。

また、仕組みがまだ分かっていないところがあるのですが、自己評価の詳細については別途定めることになっていきますよね。このメンバーは園長が定めるとして、頻度やどんな項目について取り組んでいくのかをどこかで決めていく必要があると思えました。自己評価も頻度によっては範囲が広過ぎるとやり切れないところもあるのかなと思えますが、そういった詳細がどこで決まるのかなという感想は持ちました。ただ、内容としてはこれでいいのではないかと思います。

○滝口議長 ありがとうございます。

先ほどご意見をいただきましたけれども、山梨委員、改めて追加で何かございますか。

○山梨委員 先ほど言ったことですが、後で安楽死のことについてコメントさせていただきます。

○滝口議長 ありがとうございます。

小針委員、いかがでしょうか。

○小針委員 私も第4条については少し整理されるのではないかということをお話ししましたけれども、第3条で飼育一般の評価があること、また、動物園の教育研究について第4条で評価していくことが書かれていまして、動物福祉に関わる要素としてはここかなと思えますし、これでよろしいのかなと思っております。

○滝口議長 ありがとうございます。

本田委員、いかがでしょうか。

○本田委員 一瞬、違和感があったのは触れ合いと調査研究が一緒になっているところですが、これは僕の主観かもしれません。

また、内部評価の内容ですね。そのデザインをどうなされているかが重要だと思います。その評価基準がきちんと組み立てられればよろしいのかなと思います。

○滝口議長 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

総論としては、構成等を含め、評価をしていただけたのかなと思いますけれども、各論について、特にお話のあった第4条の調査研究のところは今後検討が必要というご意見をいただきましたので、次回までに事務局で検討していただき、議論させていただければと思います。

参考までに私から1点お聞きします。

大学だと動物実験に対して開示請求を受けたりするのですが、動物園では調査研究についての開示請求の実例はあるのでしょうか。

○事務局（山本飼育展示課長） 情報公開請求があるので、請求があれば、よほどの個人情報でなければ開示することになります。ただ、これまでのところ、私の記憶ではありません。

○滝口議長 どういった現状があるのかなと思ってお聞きしたまでです。

それでは、調査研究のところについてはご検討をいただくということでよろしく願いいたします。

次に、（3）の動物福祉基準についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） 福祉基準についても私から概要を説明させていただきます。

資料8と書かれております札幌市円山動物園動物福祉基準案をご覧ください。

こちらは、先ほどご議論をいただきました動物福祉規程に基づき、さらに具体的かつ細かい内容を決めた基準となります。こちらについてもJAZAの動物福祉基準という発表されているものを参考に、プラスして、円山動物園でここは追加したいというものを何点か加えたものとなります。

項目は若干整理していますので、JAZAのものと全く同じというわけではありません。

一つ一つをやっていくと長くなりますので、次回までにご意見をいただくことでよろしいのかなと考えております。

なお、円山動物園独自で入れたものは、第7条の飼育管理する動物の適切な行動の発現に向け、次の取組を実施するところの（1）の環境エンリッチメントです。JAZAの基準にも常に実施するよう努めることとあるのですが、これに加え、当園では、環境エンリッチメントの取組について、定期的に安全性の確認、評価及び見直しを行った記録をつけていくとしておりまして、ただやるのではなく、それについて評価することを具体的に盛り込んでおります。

また、この後に出てきます安楽死処置については記述内容を変えておりますが、それについては後ほど説明させていただきますので、割愛いたします。

このように、関係法令なども含め、JAZAの基準を参考につくっております。

○滝口議長 次回までにご意見をというお話でしたけれども、今の段階で各委員からご質問等がございましたらお願いいたします。

これは細かく読み込まないと意見を出すのはなかなか難しいかもしれませんが、先ほどと同様に、各委員の方々から、一言ずつでも結構ですので、コメントをいただければと思います。

長倉委員、いかがでしょうか。

○長倉委員 動物の管理に関する基準の第10条の(7)についてです。

アのところですが、日本動物園水族館協会では、当初、この条文を入れるよう検討していたのですが、最終的に動物福祉を考える上での情報提供とは意味合いが違うかなと思って、入れない方が良くかと考えています。

何か検討された結果、掲載されているのか、それとも、情報がうまく行き届かず、載ったままとなっているのか、どちらかが気になりました。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） 私が参考にしたのは、6月1日の総会の後に送られてきた規程一覧でして、その後に変更があったのであれば変わってくるかと思えます。当園でも、機能障がいを含め、治療経過中の動物は展示しておりまして、来園者の方々からもいろいろな問合せがありますので、園として展示する説明責任はしっかりと果さなければいけないのかなと考えております。

○滝口議長 それでは、山梨委員、いかがでしょうか。

○山梨委員 基本的には日動水のことを基準にされているということでしたので、大きな枠組みについては特になのですが、質問です。

動物福祉の評価については、この基準を基にチェックシート等で行うということでしょうか。また、触れ合いに関して、円山動物園では野生動物については行わないと条例で規定されていたと思うので、日動水のものより厳しいところがあるのかなと思うのです。しかし、こちらの基準は日動水と変わらないと思うのですけれども、野生動物のことをあえて書かなかったことについてはいかがでしょうか。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） 1点目は何でしたでしょうか。

○山梨委員 動物福祉の自己評価として、第3条で評価されるとありますが、その基準がこの評価に使われる位置づけであるかということです。

○事務局（坪松飼育展示一担当係長） この後、チェックシートなどについてはさらに検討しますが、その基準となるという位置づけでこちらを作成しております。

次に、2点目の野生動物との触れ合いについてです。上部の条例では原則使用しないとしておりますので、ここで細かなことを決めるのではなく、条例において既に禁止されておりますので、この基準において野生動物との触れ合いについて記述する予定はないということです。

○滝口議長 次に、小針委員、いかがでしょうか。

○小針委員 私も事前にお送りいただいた資料をざっとしか読んでおらず、詳しく読み込んでいないのですが、第10条の緊急時条項のところについて申し上げます。

これは動愛法に対応した文言かなと思うのですが、特にエの災害が起こったときにちゃんと対応できるようにしなさいというところですか。(3)に人への危害防止とあり、いろいろと書かれていまして、そのエに災害時の対策をあらかじめ計画云々とありますよね。でも、(3)で書いているように、これは人への話ですので、福祉ではないのかなと思いました。

これは動愛法対応の項目かと思うのですが、実は、家畜のほうのウェルフェアガイドラインの委員もやっているのですが、飼養管理法の改定の中で、災害時の緊急対応、動物が災害で被害を受けた場合、それにどう対応するのかという項目を入れたという経緯があるのです。動物園では、人の財産への侵害ということではなく、動物自身の災害時の管理上のネガティブな影響があることについてのセーフティーネットみたいな条項を入れておいてもいいのかなと感じました。

○滝口議長 最後に、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 僕も項目に関しては特段ないのですが、先ほど山梨委員もおっしゃられた動物福祉の評価についてです。外から持ってきた評価は飼育現場サイドでは実際の評価との相性がよくないことがあるのです。でも、飼育員と動物という二人称の関係の中で行われている評価が大事でして、職員の主観みたいなものをどう評価に盛り込むかがすごく大事なのではないかと考えております。

ベテラン飼育員の、何か、あまり喜んでいないよねという評価が結構重要で、それをどう評価に入れていくかです。今後、円山動物園で福祉ということについて様々なことをアウトプットするに当たり、客観と主観の両輪でしっかりと評価するといいますか、人と動物との関係の中での言語化できないものをどう入れ込むかが重要なかなと思います。

○滝口議長 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

次回までに意見をという最初のご説明がありましたので、今のご意見も踏まえ、次回までに改めて意見をいただければと思います。

これはどのように集約いたしますか。次回に皆さんから言っていただくのがいいのか、メール等で随時集約するのか、今の時点で方針が決まっていればお願いします。

○事務局（山本飼育展示課長） もしお時間があるようであれば読み込んでいただいた上で、何かあればメール等でご質問やご意見をいただければと思っていました。そして、それを皆さんと共有できればと考えております。

○滝口議長 委員の皆様も忙しいとは思いますが、読み込んでいただいて、感想や意見などがあればメールで事務局にお寄せいただき、それを共有していただくことにしたいと思います。

次に、(4)の安楽死処置実施ガイドラインについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（境動物診療担当係長） 私から安楽死処置実施ガイドラインについて説明させていただきます。

基準や規程と違ってそんなにボリュームがあるものではありませんので、一つ一つ読んでいきたいと思います。

資料9をご覧ください。

まず、1のガイドライン案をつくった背景及び目的です。

当園では、飼育動物の長寿化が進み、また、傷病動物に対し、可能な限りの治療を実施しているため、終末期が延長し、生活の質が低下する傾向にあった、WAZAが2015年に示した野生動物への配慮、世界動物園水族館動物福祉戦略には、適切な生活の質が得られなくなった動物は、苦しませることなく、迅速に安楽死させるべきであると記されており、動物園は動物の福祉の向上のために安楽死処置を実施する必要がある、このため、安楽死処置の実施とその際の円滑な意思決定のために本ガイドラインを定めるものとするとしております。

やはり、動物園で医療をやっておりますと、生かすことが本当に動物にとっていいことなのかというテーマで毎回議論が起きます。安楽死処置になかなか踏み切れない実情もありますので、そこに行くためのガイドラインをつくる必要性があるということです。

続いて、2の安楽死処置の検討発議基準についてです。

これについては資料6の規程の第6条をご覧ください。

安楽死処置を実施する基準とはしておらず、安楽死処置を検討する基準としております。というのは、日本において安楽死はそうそう簡単にできる文化ではありません。宗教観の違いなどもありまして、まずは検討という段階を踏むこととしております。

(1)は、対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療しても回復の見込みがないと2人以上の獣医師が判断した場合です。

(2)は、対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと2人以上の飼育担当者が判断した場合です。

(2)について、飼育担当者が判断するようにしたというのは、動物園で野生動物と定義される動物の中には、本当に死ぬ直前であっても症状を隠す動物がおりまして、動物の死期や苦しみを毎日接しているわけではない私たち獣医師では分からないことがあるからで、生活の質が大きく低下し、回復する見込みがないと判断するのは飼育担当者としてしました。私たち獣医師よりも飼育担当者のほうが見抜ける可能性が高いと考えたということです。

(3)は、対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと2人以上の飼育担当者が判断した場合です。

先ほど症状を隠すことがあると申しましたが、それに関連して、飼育担当者が判断することとしております。

(4)は、対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討した上で安楽死処置以外に苦痛の

緩和方法がないと2人以上の獣医師が判断した場合です。

どれくらい看護できるかにも関わってきますが、苦痛を感じており、それを緩和する方法がなければ安楽死処置の検討に入らなければならないと考えております。

(5)は、人やほかの動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると2人以上の獣医師が判断した場合です。

人獣共通伝染病もありますし、去年のシーズンでは高病原性鳥インフルエンザが札幌市でも話題になりましたが、そういう伝染病の蔓延の防止のため、安楽死処置を実施する可能性があることを記しております。

(6)は、突発的な事故により回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると2人以上の獣医師が判断した場合です。

突発的な事故で、治療しても回復の見込みがないと判断される場合、例えば、大型草食動物の骨折などの場合は素早く動物を苦痛から解放する必要がありますので、このように規定しました。

(7)は、保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ、当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合です。

上のものとは毛色が違いますが、円山動物園は野生傷病動物の受入れを北海道から委託されております。しかし、動物園で終生飼育できず、かつ、野生復帰もできないということであれば、石狩振興局と相談の上、安楽死処置を実施することができると規定しました。

第6条の2ですが、こちらは安楽死処置の公開に関する項目になります。

前項(7)の野生動物の安楽死を除き、事前に市民動物園会議の意見を聞くこととし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とするとしております。具体的にはホームページなどで公表することを想定しております。

ただし、前項の(5)と(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できるとしております。この(5)と(6)は伝染病の場合と突発的な事故の場合です。

それでは、資料9にお戻りください。

3の安楽死処置検討から決定までの手順についてです。

まず、(1)の動物福祉規程第6条第1項第1号から第4号に該当する場合です。

アとして、対象動物を所管する担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により検討会議を実施するとしております。これは、安楽死を実施するかを発議するためのものです。また、検討会議の内容は、別紙1の安楽死処置検討会議記録に記録するとしております。

今回の資料に別紙1はつけておりませんが、2で規定している基準を一つ一つ記録するような様式案をつくっているところです。

次に、イですが、前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高いと判断した場合は、

市民動物園会議動物福祉部会に実施の可否について意見聴取を行うとしています。

このように、都度、皆様に集まっていたいただくのは現実的ではありません。ですから、今のところ、メール会議の方式で意見を聞かせていただくことを想定しております。

次に、ウですが、動物福祉部会において3分の2の賛成により安楽死処置の実施が妥当と判断された場合、その実施について円山動物園長が決定としております。

こちらはご議論をいただきたいと思っております、3分の2という言い方をしているところです。メール会議で実施したとして、メールを返信していただいた委員の数の3分の2を想定しております。市民動物園会議規則では、最後に資料としてついておりますけれども、第4条第4項の動物園会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによると規定されているところです。しかし、安楽死処置については相当重い決断であることに鑑み、ガイドラインでは3分の2の賛成とさせていただきました。この点についてご議論をいただければと思います。

次に、(2)の動物福祉規程第6条第1項第5号及び第6号に該当する場合として、事故の場合と感染症の場合を規定しております。

前号のアに準じて安楽死処置の必要性を判断する、緊急性が高いため、動物福祉部会への意見聴取を省略し、安楽死処置を実施できるものとする、この場合は、動物福祉部会へ結果報告をすることとしております。

事故の場合であれば、相当な苦痛を動物が伴っていることが想定されますので、メール会議も省略できることとしております。また、伝染病についても同じく早い決断が必要になりますので、会議を省略できることを規定しております。

(3)の動物福祉規程第6条第1項第7号に相当する場合で、野生動物の保護のときですが、石狩振興局との協議後、動物福祉部会への意見聴取を実施せずに安楽死処置を実施することができるということです。

北海道から委託されている業務であり、動物の所有権といえますか、決定権は、我々動物園ではなく、北海道にあります。この際、石狩振興局になるのですが、協議して安楽死を決定できるように規定させていただきました。

4の安楽死処置の実施方法です。

動物診療担当係獣医師が可能な限り対象動物に苦痛を与えない方法により、鎮静、麻酔を施し、意識が完全に断たれていることを確認した上で塩化カリウムを静脈内、腹腔内、心臓内のいずれかに投与する、処置後は眼瞼反射、瞳孔反射、心音の消失を確認するとしております。

この方法については、AVMA——アメリカ獣医師会という組織の安楽死のガイドラインに記されているものを参考につくらせていただきました。

5の死体の処理方法です。

死因の究明のために、原則として病理解剖を実施し、解剖後の死体は焼却処理するとしております。また、必要な場合は標本化することも定めさせていただいております。

最後に、広報についてです。

動物福祉規程にもありましたが、公表することを定めております。安楽死処置を実施した場合は、事後にホームページで公表することを定めております。

以上で安楽死処置ガイドラインの説明を終わります。

○滝口議長 今のご説明において、3のウの3分の2の賛成によりというところについてご議論をいただきたいということでしたが、それも含め、皆様からご質問などはございませんか。

○山梨委員 市民動物園会議の意見を聞くことということですが、現状、どういう方々が参加されているのかを教えてください。

○事務局（境動物診療担当係長） 市民動物園会議動物福祉部会に意見を聞くことを想定しておりまして、今お集まりの皆様にもメール会議などの方式で意見を聞かせていただこうと考えております。

○山梨委員 市民と書かれていたので、一般の方も入られるのかなと思ったのですが、そういうわけではないのですね。

○事務局（境動物診療担当係長） はい。動物福祉部会に諮問させていただく予定です。

○滝口議長 ほかにご質問等はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○滝口議長 それでは、委員の皆様お1人ずつからご意見やコメントをいただければと思います。

長倉委員、いかがでしょうか。

○長倉委員 安楽死については、横浜では外部の方を含めた体制でやっていないので、どうなっていくのかは想像できないのですけれども、段階があって、検討すると判断され、動物福祉部会に検討してほしいことが資料とともに提供されるということですよ。でも、その段階で賛成できるか、反対するかという態度を第三者として取れるかどうかは難しいこともあるのかなと思いました。そのため、賛成、反対にプラスして、選べないという態度の表明も出てくるのかなと思いました。

○滝口議長 次に、山梨委員、いかがでしょうか。

○山梨委員 一つ目は長倉委員がおっしゃっていたことと同様です。

やはり、安楽死の判断を京都市動物園でやるときもすごく難しいということがあります。状況にすごく依存しますし、その環境やその後に与えられる動物へのケアがその動物園の状況で異なるのです。ですから、賛成、反対というのはすごく難しいかなと思います。

賛成しますという意見を表明するようになりますと、ある程度の専門性を持った人なら言えるかもしれませんが、すごく厳しいと思います。そのため、賛成が3分の2と決めるのではなく、この判断に問題があると思ったら、誰かが指摘するような仕組みにとどめておくほうがいいのかと個人的には思っています。これは安楽死でも何でもそうなのですが、決断には幅がすごくあり、どこに落とし込むかは現場を知らないとは分からないとい

うことがあるからです。その幅からすごく離れた判断をしているときは外部から指摘するべきだと思いますが、そうでなければ、内部で責任を持ち、論理的に説明できるようにしておくというのがいいのかなと思いました。

次ですが、安楽死というのは動物の生活の質が焦点になると思います。今回の規程もそうですが、こういう規程はコミュニケーションツールだと私は思っていて、こういうふうな難しい判断をするとき、内部でももめがちなので、こういうことがあるので、こうするのですという理論がうまくいくようにすべきだと思っています。その上で、生活の質の判断をどうしていくのか、それをどう共有できるのかは大事なところになると思いますので、その生活の質が大きく低下したということをどうやって記録されようとしているのかについて質問します。

○滝口議長 今ご質問をいただきましたが、事務局から回答をいただけますか。

○事務局（境動物診療担当係長） 基準や規程というのはコミュニケーションツールだとおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、この評価をガイドラインで示している各班員、飼育担当者、私たち獣医師、係長レベルの役職者でしっかりと評価していくこととなります。ただ、日本では、ペット医療も含め、生活の質について、特に病気の終末期の生活の質についての基準はありませんのですが、アメリカでペットや動物なりの終末期の生活の質について評価する際に用いているHHHHHMM法というものを参考に、生活の質の評価のための様式をつくっています。

なお、今言ったものは終末期の生活の質が維持できているかどうかで、普段の健康に過ごしているときとは別ですが、評価項目は七つあり、それらを10段階で評価します。

一つ目は、痛み、呼吸についてで、動物の痛みのコントロールはできているか、動物は正常に呼吸できているか、酸素供給は適切にできているかです。

二つ目は、栄養補給についてで、動物は十分に食べることができているか、食べることができない場合、十分な栄養を適切に栄養チューブや強制給餌で供給できているかです。

三つ目は、水分補給についてで、動物は飲水できているか、飲水できていない場合、皮下投与により適切に水分補給できているかです。

四つ目は、衛生状態についてで、動物の衛生状態は保たれているか、褥瘡を避け、全ての傷が清潔に保てているかです。

五つ目は、幸せについてで、動物が外からの刺激に対し、興味を示し、反応か、動物がその種らしい行動をすることができるか、動物が孤独、退屈、不安、恐怖から解放されているかです。

六つ目は、機動性についてで、動物が介助なしで起き上がれるか、中枢神経が障害されている兆候、ふらつき、発作等はないか、自力で動けない動物に対し、適切に2時間置きの体位変換ができているかです。

七つ目は、体調のよい日が悪い日の日数を上回っているかで、体調の悪い日数が上回っている場合、生活の質が悪化していると判断します。

今の7項目全てを10段階で評価し、35点以上であれば、傷病期のQOL、動物福祉が保たれていると判断しているようです。

この評価シートについて現場にも意見を求め、たくさんの意見が出たのですが、こういうものがあれば先ほどおっしゃっていたコミュニケーションツールとしても使えるし、議論し、できるだけ多くの飼育担当者が納得する安楽死処置ができると思っております。

○滝口議長 詳しくご説明をいただきましたが、山梨委員、いかがでしょうか。

○山梨委員 その辺りがクリアになりましたし、すごく参考になりました。

ただ、その動物種によって判断が非常に分かれてしまうということが往々にしてあると思うのです。それは社会的な影響もありますし、どうしても哺乳類だと担当者の思い入れが強いということもあるかと思えます。そこで、例えば、第6条に、あくまで基準となるのが動物の生活の質であるということを明示的に書いておくことも必要になるのかなと思いました。

もちろん、QOLを中心とし、いろいろな人の心情や社会的な影響も考慮するのですが、そこが大事なのですよということを書いて、理想を言えば、理想かは分かりませんが、動物種で区別しない同じような指針とするのが基本かなと思えます。最終的な判断がばらけてしまうことはあると思うのですが、そういう基本方針は書いておいたほうがいいかもしれないということです。

○滝口議長 次に、小針委員、いかがでしょうか。

○小針委員 指針ということですが、非常に難しいですね。特に、札幌市円山動物園動物福祉規程第6条の(1)から(4)、あるいは、(7)についてどこで線を引くのか、連続的なものですから、難しいなと感じました。

ただ、これをつくる上での判断の意思決定プロセスを明確にするといいますか、きちんと残すことが一番大事でして、それが評価として耐え得るものとなるかどうか、また、我々が判断するときも現場の獣医師がどのように決定されたかということになるかと思えます。その意味でも、批判に耐え得るといいますか、きちんと明示されることが必要になってくるのかなと思えます。

安楽死に対し、許容性が比較的高い諸外国でも判断について批判があることがありますが、円山動物園ではこういうプロセスを経て意思決定したというものをつくるのが大事かなと感じました。

○滝口議長 次に、本田委員、いかがでしょうか。

○本田委員 安楽死に関しては、日本では宗教的な背景についてもよく言われますけれども、結局のところ、誰も死について判断したくないという空気感があって、それによって動物が苦しんでいるという状況もあるのかなと感じています。ただ、こういう指針をつくることで、決定過程において飼育担当者や獣医師がしっかりと判断できるとよいですね。

生き物を飼う上で死について責任を持つという態度ですよ。そういうものが今まではなかったのです。ですから、誰も判断したくないという状態だったのかもしれない。

も、そういう指針ができることによって死についても責任を持てると思いますし、結果的にどうであったかはその後それを踏まえて変えていけばいいと思います。

ちなみに、動物福祉部会が最終決定機関となるのですか。

○事務局（境動物診療担当係長） 資料9の3の（1）のウにありますが、最終的には円山動物園長が決定します。

○本田委員 アドバイザ一的に何かしらの知見を伺うというのはいいと思います。そして、意思決定は園でしっかりとやるのが大事ですね。

○滝口議長 貴重なご意見をありがとうございます。

ここは非常に重要なところだと思います。境係長からは、生活の質を判断する一つの方法について、口頭でご説明していただきましたけれども、非常に有意義な考え方かなと思いました。ご説明していただいた原文を委員の方々にメール等で配信していただき、改めてそちらも見せていただきながら様々なご意見をいただきたいなと思います。

これについては現時点で決めるものではなく、皆さんからご意見をいただくということによろしいですか。

○事務局（境動物診療担当係長） はい。

○滝口議長 非常に重要なものかと思しますので、委員の方々、お忙しいところ、恐縮ですけれども、ご意見をよろしく願います。

3分の2の賛成によりということについて議論をという話がありましたけれども、それも本日に決めるのではなく、皆さんからご意見をいただくということによろしいですか。

○事務局（山本飼育展示課長） いただいたご意見を基に園内でも検討を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○滝口議長 先ほどは、3分の2という具体的な数字ではなく、何か問題があったときに指摘するといいますか、そうした諮問機関という役割でいいのではないかというご意見もありました。動物福祉部会の3分の2と書かないのであれば、同意の下といいますか、その文言は事務局にお任せいたしますけれども、根本的な考え方についてご意見がありましたらいただきたいと思っております。この場でなくても、今後、ご意見をいただけたらと思っておりますが、何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○滝口議長 皆さんからいただいた個々のコメントについて、この場で復唱することはいたしません。議事録にまとめていただいたものを配信していただき、改めて皆さんからご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願います。

次に、（5）の次回の会議についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（池田飼育総括係長） 次回の会議については、最初の説明のとおり、10月下旬に第2回部会を行いたいと考えております。メールで皆様のご都合をお伺いいたしますので、よろしく願います。

○滝口議長 皆さんからご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○滝口議長 それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

非常に貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。私の拙い議事進行ではございましたけれども、円滑な進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

今後ともよろしく願いいたします。

それでは、事務局に進行をお戻しいたします。

## 5. 閉 会

○事務局（山本飼育展示課長） 皆様、長い間、どうもお疲れさまでした。

幾つかの問題点や疑問点が見つかりました。それを園内でも議論し、案として皆様に提示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次回は、評価のチェックシートなど、より具体的な形のもの審議になるかと思えます。1か月の間でどれくらいできるかはありますが、それをお示ししたいと思っておりますので、それについてのご審議をしていただければと思っております。

また、先ほど話もありましたとおり、こういうオンラインの会議はなかなか開催することができないものですから、皆様でメールを共有させていただき、やり取りをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局（山本飼育展示課長） それでは、そのようにさせていただければと思えます。

次回の会議も、今回と同じように、動物園に来ていただける委員はそのようにしていただき、来られない方はオンライン参加というハイブリッド形式で開催したいと思えます。

今申し上げましたけれども、日程については、この後、メールで調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1回部会を終了させていただきます。

皆様、どうもお疲れさまでした。

以 上